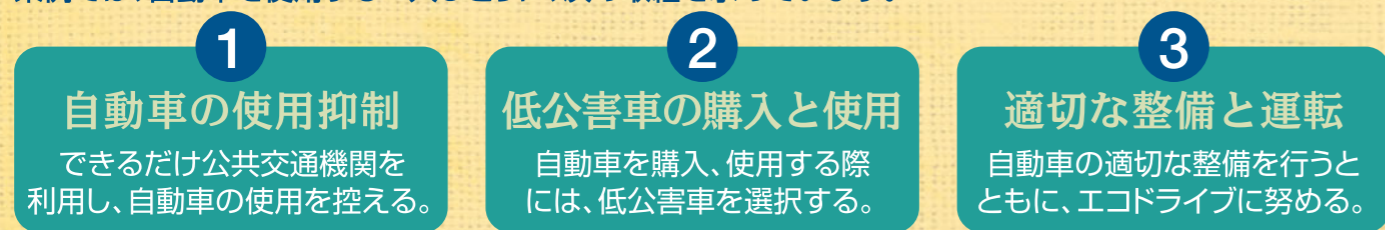


# 自動車環境管理制度

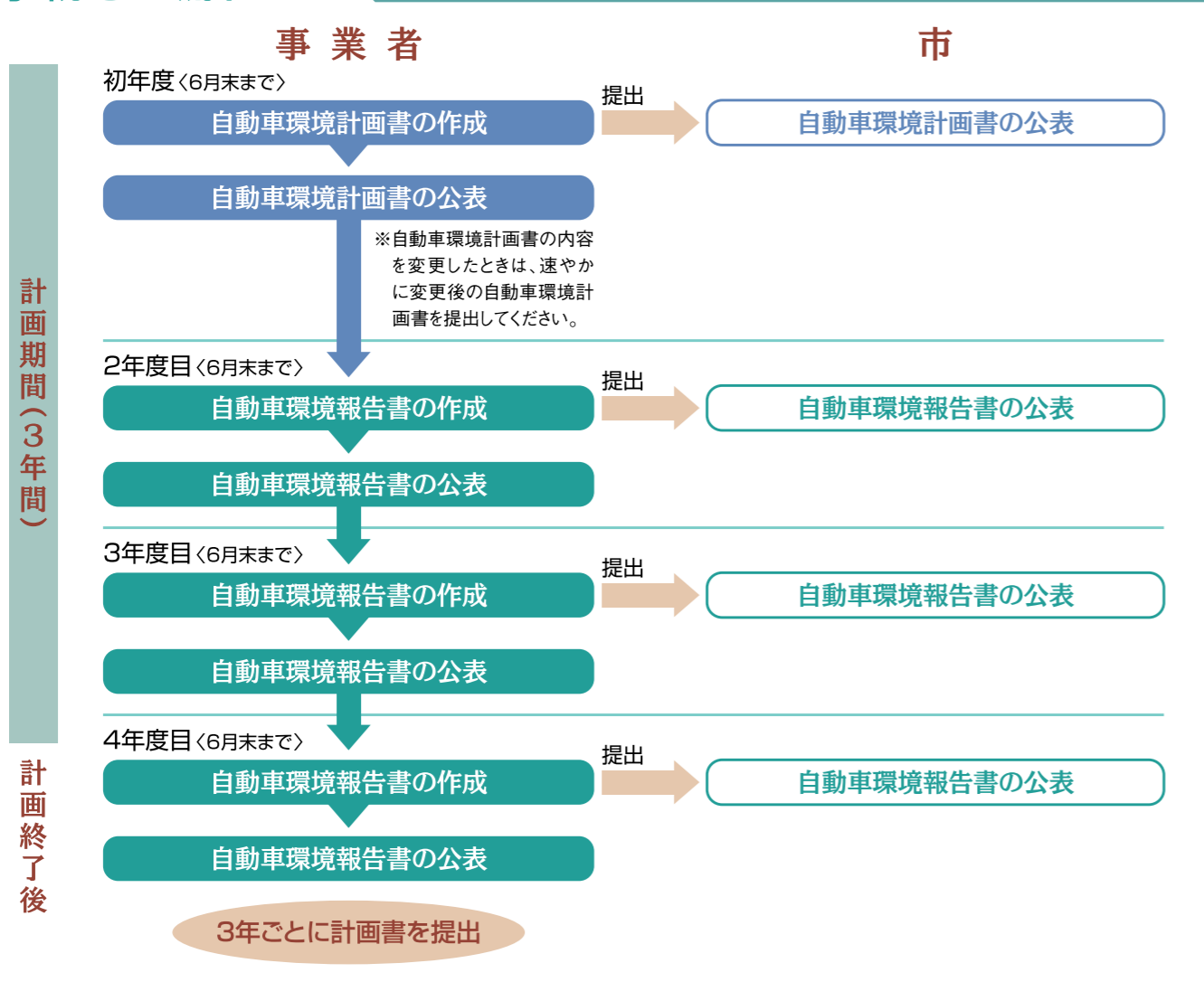
自動車の排出ガスには、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因になる二酸化炭素が含まれています。地球温暖化対策等を進めていくためには、この自動車からの大気汚染物質を削減するとともに、温室効果ガスの削減に努める必要があります。

条例では、自動車を使用する一人ひとりに、次の取組を求めています。



さらに、一定台数以上の自動車を使用する事業者は、計画書及び実績報告書の提出・公表が義務付けられています。

## 手続きの流れ



## 一定台数以上の自動車を使用する事業者とは

■ 広島市内の事業所において、**50台以上の自動車を使用する事業者**が対象となります。  
(50台の算定については、計画書を提出する年度の前年度の末日(3月31日)時点で行います。)  
※平成22年度の場合は、平成22年3月31日時点となります。

### 対象車両

道路運送車両法第3条の**普通自動車、小型自動車、軽自動車**  
(二輪の小型自動車、二輪の軽自動車は除きます。)

- ・市内に使用の本拠の位置を有する自動車の対象となります。
- ・市内に事業所が複数存在する場合は、すべての事業所の合計台数を算定します。
- ・大型特殊自動車、小型特殊自動車は含まれません。

■ 対象事業者以外の事業者も自主的に計画書を作成し、市に提出することができます。



## 自動車環境計画書の作成・公表

対象事業者は、以下の項目について、3年間の温室効果ガスの排出の抑制等についての計画書を作成し、市に提出するとともに、自らもその計画書を公表します。

低公害車等の導入計画

自動車の使用抑制についての計画

自動車の点検・整備についての計画

燃料抑制のための運転についての計画

従業員教育についての計画

など

### 計画書の提出期限

**計画期間最初の年度の6月末まで**

※平成22年度の場合は、平成22年6月30日が提出期限となります。

・計画書の内容を変更したときは、速やかに変更後の計画書を提出してください。